

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	申 鉉旣 (しん ひょんお)
○学位の種類	博士 (国際関係学)
○授与番号	甲 第1081号
○授与年月日	2016年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	韓国憲法における平和条項の規範と現実 — 民主化、憲法裁判所、「二つの法体系」論 —
○審査委員	(主査) 君島 東彦 (立命館大学国際関係学部教授) 西村 智朗 (立命館大学国際関係学部教授) 稲 正樹 (国際基督教大学教養学部客員教授)

<論文の内容の要旨>

近代市民革命によって近代成文憲法が成立した当初から、憲法は国家による武力の保持と武力の行使を規制する条項——平和条項——を持っているのが通例である。世界の憲法学は憲法平和条項に関する研究を蓄積している。申鉉旣 (シン・ヒョンオ) 氏の本学位請求論文は、大韓民国憲法の平和条項に関する研究である。

本論文の内容を的確に理解するために、ここでは機械的に章立てにしたがって要約するのではなく、著者の思考・考察の流れにしたがって、章立てとは多少異なった順序で、本論文の内容を要約しておきたい。

韓国の憲法現象を見た場合、2000年代以降、憲法裁判所が憲法平和条項について積極的に判断を下すようになったことは顕著な現象といえる。とりわけ、(1) 韓国憲法5条 (侵略戦争放棄、国土防衛軍としての韓国軍) とのかかわりで、憲法10条 (人間としての尊厳・価値、幸福追求権) および37条 (憲法に列挙されていない権利) を根拠とする平和的生存権 (侵略戦争から免れて平和に生きる権利) の主張、裁判所による権利の承認および否定、(2) 憲法19条が保障する良心の自由の内容としての良心的兵役拒否の権利の主張とその否定、という2つの領域において、市民社会組織による憲法的平和保障の主張 (憲法裁判所への提訴) と憲法裁判所による応答 (承認と否定) のダイナミックな展開が見られた。

これらの2つの論点について、本論文は、第2章「韓国憲法の平和条項に関する議論 (その1) ——平和的生存権に関する憲法裁判所判例の検討」と第3章「韓国憲法の平和条項に関する議論 (その2) ——良心的兵役拒否に関する憲法裁判所判例の検討」において、憲法裁判所の判例を、その当事者、判例法理、裁判官の立場について非常に詳細な分析を行い、判例の意義と限界を明らかにしている。

これらの判例において、何ゆえに平和保障の限界——安全保障を理由とする人権保障の制約——があるのかを探っていく中から、著者は、憲法の平和条項を中心とする平和

保障規範の体系（憲法体系）と、兵役法・国家保安法・韓米相互防衛条約等を中心とする安全保障規範の体系（安保法体系）の相互対立的並存があることを剔出した。

2000年代以降の憲法裁判所による憲法平和条項の再発見を準備したものは、1980年代の民主化による第六共和国憲法の制定（1987年）であり、また民主化以降の市民社会組織の成長である。現行の第六共和国憲法5条（侵略戦争放棄、国土防衛軍としての韓国軍）は2000年代以降注目されるようになるが、この平和条項は文言の多少の変化はあるにせよ第一共和国憲法6条（1948年）以来現行憲法5条に至るまで一貫して韓国憲法の重要な条項であり続けている。著者は、この平和条項の成立過程から今日に至るまでの歴史を跡づけている（第1章第1節・第2節）。続いて、この平和条項を制約することになる兵役法、国家保安法、韓米相互防衛条約という安保法体系の流れについて説明している（第1章第3節）。また、2000年代以降に憲法裁判所の判例を引き出した市民社会組織が、1980年代以降成長してくるプロセスを述べたうえで、2000年代以降の平和的生存権論を準備した1970年代以来の憲法平和主義研究の蓄積を振り返っている（第1章第4節）。

本論文のライトモチーフは、現在の韓国においては、憲法的平和保障を志向する憲法体系とそれを制約する兵役法・国家保安法・韓米相互防衛条約等の安保法体系が相互対立的に並存しており、その相互対立あるいは矛盾が、たとえば憲法裁判所の判例にあらわれているということである。韓国憲法の平和条項に関する著者のこのようなとらえ方は、日本の憲法学者・長谷川正安の「二つの法体系」論から示唆を得たものである。長谷川の「二つの法体系」論とは、戦後日本においては日本国憲法9条を最高法規とする憲法体系と日米安保条約—地位協定—特別法というもう1つの法体系（安保法体系）が互いに矛盾しつつ並存しているという認識である。第4章において、著者は長谷川の「二つの法体系」論とそれをめぐる日本の憲法学界の議論を紹介したうえで、長谷川に示唆を得た著者の「二つの法体系」論で韓国の憲法現象を説明している。そして、韓国において、安保法体系による制約を乗り越えて憲法平和条項の十全な実現をめざすための課題を探っている。

戦力不保持・交戦権否認を規定する日本国憲法9条2項があるため、憲法体系と安保法体系の相互対立・矛盾が明確にあらわれる日本の「二つの法体系」論と比べると、侵略戦争放棄・国土防衛軍としての韓国軍を規定する韓国憲法5条を持つ韓国の憲法体系と安保法体系の相互対立・矛盾—韓国の「二つの法体系」論—は複雑になる。韓国の「二つの法体系」は、侵略戦争を放棄し、韓国軍を専守防衛（個別的自衛権）の枠内に抑制することを追求する憲法体系と、それから逸脱して集団的自衛権行使へ踏み込んでいく傾向を持っている韓米相互防衛条約等の安保法体系との間の緊張関係である。

日本の「二つの法体系」は日本の敗戦後のいわば平時の問題であるのに対して、韓国の「二つの法体系」は、朝鮮戦争後の休戦協定体制—いわば「不完全な平和」—のもとでの問題であり、安保法体系による制約がより強くあらわれる状況にあるといえる。韓国の「二つの法体系」を克服して、憲法平和条項のより十全な実現をめざすためには、休戦協定体制を恒久的な平和協定の体制—いわば「恒久的な平和」—へ変えていくことが必要になる。これは韓国憲法4条が規定する朝鮮半島の平和的統一の方向性を模索するということである。これは韓国の市民社会組織が追求している方向性でもある。終章において、著者はこれらのことを述べて、本論文を締めくくっている。

<論文審査の結果の要旨>

論文審査の結果、審査委員会は、本学位請求論文を以下のように高く評価した。

第一に、本論文は、これまで韓国語および日本語で書かれた韓国憲法の平和条項に関する研究として、もっとも包括的で、もっとも詳細な研究であり、かつ深い分析、大きな問題提起を含んでいる。韓国憲法の平和条項の研究に関しては、韓国・仁荷大学法科大学院の李京柱教授の研究がもっとも重要なものであるが、著者は李京柱教授の研究成果をすべて消化したうえで、李教授自身へのインタビューや韓国の平和研究の第一人者・李大勲氏へのインタビューも行ったうえで、本論文をまとめている。本論文は、李京柱教授の研究成果を踏まえたうえで、それを更に推し進めるものであるといえる。審査委員会は、研究遂行のための基本的枠組の設定、議論の進め方、結論に至る論証のプロセス、結論自体に関して、本論文は非常にすぐれていると判断した。

第二に、憲法平和条項の研究については、世界全体を見渡してみても、研究の広さと深さにおいて、日本における研究がもっとも進んでいると思われるが、著者は日本における憲法平和条項の研究成果を十分に吸収・消化したうえで、そこから学んだ認識および分析概念を韓国の憲法現象の分析に適用して、説得力のある分析を行っている。本論文は比較憲法研究の重要な成果である。韓国、日本、世界の憲法平和条項研究に対する重要な貢献であるといえる。

第三に、本論文は、韓国憲法の平和条項について、憲法学的な考察のみならず、憲法史・政治史に関する史的考察、民主化および市民社会組織の成長に関する政治学的な考察、そして朝鮮半島をめぐる国際関係論的・平和学的考察等々、問題を非常に多角的・包括的・動的にとらえており、一面的・静態的な判例研究をはるかに超える広さと深さを持っている。国際関係研究科博士後期課程の研究環境を活かした研究成果として高く評価しうるものである。

しかし同時に、本論文が、更に考察を深め、分析を精緻化すべき課題を含んでいることも指摘しておきたい。

第一に、著者は——さらにいえば李京柱教授の研究にもいえることであるが——「韓国憲法5条（侵略戦争放棄、国土防衛軍としての韓国軍）が許容しているのは個別的自衛権行使までであり、集団的自衛権行使は許容していない」という解釈をとっていて、これが「個別的自衛権までは許容する憲法体系」と「集団的自衛権行使まで拡大しかねない安保法体系」の対立という「二つの法体系」論につながっていくのであるが、この点については異論——5条は集団的自衛権も許容しているのではないか——がありうるどころであり、この点に関する自説の精緻化・補強が求められるであろう。

第二に——これは第一の点と関係するが——、日本における「二つの法体系」は、日本国憲法9条という徹底した平和主義の条項にもとづく憲法体系と、日米安保条約という軍事同盟に傾斜していく条約にもとづく安保法体系との間の矛盾・対立であるので、二つの法体系の間の矛盾・対立が明確であるのに対して、韓国における「二つの法体系」は、法制定・憲法改正・条約締結という時系列的にも、韓国軍の存在を前提にする平和条項という内容においても、矛盾・対立は複雑に入り組んでおり、韓国における「二つの法体系」の矛盾・対立をできるだけ正確・丁寧の説明しうる精緻な理論化が必要であろう。本論文はこの点で不十分さを残している。

第三に、本論文は、韓国憲法における平和的生存権、良心的兵役拒否について、すぐれた現状分析を行っているが、これらの人権について、その意味内容をさらに深化、明確化する研究が期待される場所である。また、憲法裁判所による憲法平和条項実現の条件・可能性の探究も研究課題となろう。

第四に、韓国における「二つの法体系」の克服の方向性として、著者は朝鮮戦争の休戦協定体制を恒久的な平和協定の体制へ変えていくことを主張しているが、この方向性

を追求するためには、東北アジアにおける安全保障の研究——現状分析と変革の条件・可能性の探究——を必要とするであろう。これは著者の今後の研究課題として期待したい。

最後に、博士論文としての形式的要件については、本文合計約 15 万 5 千字以上の字数であり、要件を満たしている。また、論文の構成についても、「二つの法体系」という分析概念で韓国憲法の平和条項をめぐる現象をとらえる視点が論文全体を貫いており、きわめて理論的一貫性の高い論文構成である。注は法学論文の形式で整っており、文献リスト一覧についても、日本語・韓国語・英語の文献について、それぞれ適切な様式で作成されている。

公開審査会終了後、3名の審査委員は、本論文が博士学位論文としての形式要件と学術的水準を十分に満たしているとの判断で一致した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の提出をうけて、2016年1月29日（金）10:40～12:10、恒心館735号において公開審査会が行われた。審査会では、申請者による論文内容の概要の報告のあと、3名の審査委員による質疑応答が行われた。質疑応答では、各審査委員からの質問に対し、専門的な議論をふまえて適切な回答を得られた。

なかでももっとも議論になったのは、「二つの法体系」論に関する日韓の異同と韓国における「二つの法体系」克服——憲法平和条項のより十全な実現——の方向性についてであった。質疑応答の中で、日本の「二つの法体系」は2つのピラミッドであるのに対して、韓国の「二つの法体系」は入り組んだモザイクである、という示唆や、韓国における平和的生存権の意味内容として、憲法4条（朝鮮半島の平和的統一）の実現を期することが平和的生存権の内容の一部を構成するのではないかというコメント等があり、申請者の今後の研究課題を指し示した。

以上から、当委員会は、論文審査および質疑応答を通して、本学学位規程第18条第1項に該当することを確認し、申鉉昨氏に、博士（国際関係学、立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断した。